

# ○独立行政法人国立科学博物館旅費規程

平成13年4月1日  
館長裁定

最終改正  
平成28年4月12日  
館長決裁

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第12条—第23条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第24条—第33条）
- 第4章 雑則（第34条—第36条）

## 附則

### 第1章 総則

（旅費の支給）

**第1条** 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）の役員又は職員が業務のため旅行する場合には、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

（旅行命令）

**第2条** 旅行は、国立科学博物館長（以下「館長」という。）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

**第3条** 旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

**第4条** 旅行命令（変更及び取消を含む。）は別表第1に定める旅行命令伺書によって行う。

（旅行命令等に従わない旅行）

**第5条** 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定により旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅費命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

**第6条** 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅費雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

**第7条** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費計算上の旅行日程は、旅行のために要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては600キロメートル（ただし、新幹線利用の場合は、1,000キロメートル）、水路旅行にあつては300キロメートル、陸路旅行にあつては75キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。
- 3 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 4 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。
- 5 一日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

**第8条** 旅行者が同一地域（本邦にあつては市町村の存する地域（特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して30日を超える場合には、その超える日数について定額の9割に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の8割に相当する額とする。

- 2 同一地域に滞在中、一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（旅費の請求手続）

**第9条** 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、別表第2に定める旅費請求書

(当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別表第3に定める旅費精算請求書)に必要な書類を添えて、財務課長に提出するものとする。

**第10条** 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した場合は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について旅費の精算をするものとする。

**第11条** 財務課長は、前条の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに、当該過払金を返納させるものとする。

## 第2章 内国旅行の旅費

### (鉄道賃)

**第12条** 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- 一 急行料金を徴する線路による旅行をする場合には、急行料金
- 二 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、特別車両料金
- 三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道300キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、第1項第1号の規定に該当する場合において、支給する急行料金に座席指定料金が含まれる場合には、本項に該当するものとみなす。

### (船賃)

**第13条** 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び特別船席料金その他船室の特別設備を利用するための料金による。

- 一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
  - イ 役員及び9級以上の職員にあつては、上級の運賃
  - ロ 8級以下2級以上の職員にあつては、中級の運賃
  - ハ 1級の職員にあつては、下級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

- イ 役員及び9級以上の職員にあつては、上級の運賃
- ロ 8級以下の職員にあつては、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 役員及び9級以上の職員が特別船席料金その他船室の特別設備を利用する場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金(寝台料金を除く。)

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

**第14条** 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

**第15条** 車賃の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(日当)

**第16条** 日当の額は、別表第4の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

**第17条** 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第4の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

**第18条** 食卓料の額は、別表第4の定額による。

2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃もしくは、航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

**第19条** 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第4の定額による額
  - 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

**第20条** 着後手当の額は、別表第4の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、旅行者が勤務地に到着後直ちに国家公務員宿舎又は自宅に入る場合は、日当定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

**第21条** 赴任の際扶養親族を随伴する場合（第19条第1項第3号に規定する場合を含む。）の扶養親族移転料の額は、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行につい

て、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳未満6歳以上の者については、一に規定する額の2分の1に相当する額

三 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 前項の規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 役員又は職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

**第22条** 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、日当の定額の3分の1に相当する額の日当

二 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合には、日当の定額の2分の1に相当する額の日当

三 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合には、宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

四 第23条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

**第23条** 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第12条、第13条又は第15条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除く外、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた役員又は職員が、役員又は職員のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には別表第4の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第16条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

### 第3章 外国旅行の旅費

#### (鉄道賃)

**第24条** 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃。

イ 役員及び9級以上の職員にあつては、最上級の運賃

ロ 8級以下の職員にあつては、最上級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃。

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃。

2 役員及び9級以上の職員が、業務上必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。

3 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1項に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

#### (船賃)

**第25条** 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

2 役員及び9級以上の職員が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

#### (航空賃)

**第26条** 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び7級以上の職員については、最上級の直近下位の級の運賃

ロ 6級以下の職員については、イの運賃の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃。

イ 役員及び7級の職員については、上級の運賃

ロ 6級以下の職員については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃。

2 役員が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃を支給する。

#### (車賃)

**第27条** 車賃の額は、実費額による。

#### (日当、宿泊料及び食卓料)

**第28条** 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額による。

2 食卓料の額は、別表第5の定額による。

3 第16条第2項及び第3項、第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合

の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

**第29条** 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第5の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人をこえる者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

二 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として館長が定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前項の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する範囲内においてそれぞれ館長が定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 第21条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

(着後手当)

**第30条** 着後手当の額は、勤務地の存する地域の区分に応じた別表第5の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

**第31条** 赴任の際館長の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴するときは、扶養親族移転料を支給する。

2 前項の扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び支度料の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前項に規定する額の2分の1に相当する額

3 第21条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

**第32条** 削除

(旅行雑費)

**第33条** 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料（取得に係る旅行代理店の手数料を含む。）、外貨交換手数料、入出国税、旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料、航空券発券手数料並びに手配手数料の実費額による。

## 第4章 雑則

(旅費の調整)

**第34条** 館長は、この規定による旅費を支給した場合に、旅行の性質上又は特別の事情により不当に 旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 館長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

3 前各項の規定に関わらず、学術研究助成基金助成金、科学研究費補助金、受託研究及び政府系補助金等外部資金に係る予算による旅行については、当該旅行者からの申出に基づき、日当及び宿泊料は、それぞれ定額の一部を減額して支給し、又は支給しないことができる。

(役職員以外の者の取扱い)

**第35条** 科学博物館の依頼に応じて役職員以外の者が旅行する場合には、科学博物館の役員又は職員とみなしてこの規程を適用する。この場合において、「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺書」とあるのは「旅行依頼伺書」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、役職員以外の者を科学博物館の役員又は職員とみなす場合の区分については、館長が別に定める。

(その他)

**第36条** この規程に定めるもののほか、科学博物館の旅費の支給に関しては、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月9日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則



この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。



別表第2

## 旅 費 概 算 請 求 書

国立科学博物館財務課長 殿					請求者		所属部局課（又は所属団体）			職（又は職業）		職務の級 一般・研・ 級号		氏名 ㊞		財務課長印						
概算額					精算額					追給額					返納額							
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃				航空賃	車 賃		日 当		宿 泊 料		食 卓 料		
					路程	運賃	急行料金	特別車 料金 その他	計	路程	運賃	特別船室 料金	寝台料金 その他	計	円	円	円	円	円	円	円	円
					キロメ ートル	円	円	円	円	キロメ ートル	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計																						
支度料		定 額	既 給 額	差 引 額	上記のとおり旅費を請求します。 平成 年 月 日										備							
旅行雑費		円			上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 氏名 ㊞										考							

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。  
2. 航空賃、食卓料の欄に限っては、省略することができる。

財務担当等

別表第3

旅費精算請求書

国立科学博物館財務課長 殿	請求者	所属部局課（又は所属団体）	職（又は職業）	職務の級 一般・研・ 級 号	氏名 Ⓜ	財務課長印
		概算額 円	精算額 円	差引額 円		
<p>旅費精算額の内容は、平成 年 月 日付旅費概算請求書の計算 内容と同じである。</p>						
備考						
<p>上記のとおり平成 年 月 日付旅行命令等に基づく概算払旅費 を精算します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p>						

別表第4 内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
役 員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
職 員	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

- 備 考 1 宿泊料の欄中の甲地方、乙地方の区分については別に定める。  
2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

## 2 移 転 料

区 分	鉄道50 キロメ ートル 未 満	鉄道50 キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未 満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未 満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未 満	鉄道500 キロメ ートル 以 上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未 満	鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未 満	鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上
館 長	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円	356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
理事、監事 又は7級以 上の職員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
6級以下 4級以上の 職員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
3級以下の 職員	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備 考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第5 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜 につき）
	指定 都市	甲地方	乙地方	丙地方	指 定 都 市	甲 地方	乙 地方	丙 地方	
役 員	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円	7,700 円
職 員	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円	5,800 円

備 考

- 1 表中の「指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方」の区分については別に定める。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

## 2 移転料

区 分	館 長	理事、監事 又は7級以 上の職員	6級以下4 級以上の職 員	3級以下の 職員
鉄道100キロメートル未満	175,000円	141,000円	116,000円	95,000円
鉄道100キロメートル以上500 キロメートル未満	233,000円	188,000円	154,000円	126,000円
鉄道500キロメートル以上1,000 キロメートル未満	331,000円	269,000円	220,000円	180,000円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	416,000円	338,000円	276,000円	226,000円
鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	525,000円	425,000円	348,000円	285,000円
鉄道2,000キロメートル以上 5,000キロメートル未満	644,000円	521,000円	428,000円	350,000円
鉄道5,000キロメートル以上 10,000キロメートル未満	711,000円	575,000円	471,000円	386,000円
鉄道10,000キロメートル以上 15,000キロメートル未満	775,000円	628,000円	514,000円	421,000円
鉄道15,000キロメートル以上 20,000キロメートル未満	840,000円	680,000円	556,000円	456,000円
鉄道20,000キロメートル以上	906,000円	734,000円	601,000円	493,000円

備 考 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。